77.	□
分	
部	
金	Jm <del>r</del>
前	有

今 和 7 年 北 道 維 第 3

庚

导

# 美里町日南田地内道路改修工事設計書

## 溱  $\not\boxplus$ 浬 ## Н #  $\langle \langle$ 账 1 111 10 # 4 外に 以示 品茶 0 华  $\operatorname{Im} \langle$ せ 極 開練 出事 ₩円 Η̈́ 及

建設部律北工事事務所

+

無

<b>令和7年度</b>	北道維	第3号	台	H	<del>曲</del>	元	111111111111111111111111111111111111111	桖
1 1 1	1 日 祖 日 米 刊 共	<del>-</del>			担当副参事			
粗上物別	年1  末年5  日第日地内				検算者			
1	、平常 日報 口占田 米	1. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.	4		相当主幹			
<b>⊣</b> ₩		国品区同一	<b>#</b> -		設計者			
三九 三十 女百								
	(うち消費税等相当額	相当額						
新田	     契約締結日から起算して9	ら起算して	<b>盟日66</b>					
	I	<del>-</del>		I				
		H	事	0)	X	五		
表層			56	29 m²				
側溝工			14	14 m				
集水桝・マンホール工	ノホール工		, ,	1 箇所				

က

世世

修繕		摘要								
		数量增減								
事業区分	工事区分	今回数量	-	-	-	m	52	-	-	29
当初		前回数量								
		単位	栺	栺	岀	E	m5	m3	m3	m2
令和7年度北道維第3号	美里町日南田地内道路改修工事	規格				As版	AS版	As壳y	As壳	
工事名 令和7年度		工事区分・工種・種別・細別	道路修繕	舗装工	舗装打換え工	舗装版切断 A	ânt装版破碎	敖運搬 A	殼処分	不陸整正

2

世

sultr.		摘要								
	)道路修繕	数量増減								
事業区分	工事区分	今回数量	58	-	-	10	10	m	10	-
当初		前回数量								
		単位	m2	栺	福	E = 3	S E	E = 3	E E	壮
令和7年度北道維第3号	美里町日南田地内道路改修工事	規格	再生密粒度As(13) t=5cm			土質土砂	RC-40	流用土	土質土砂(岩塊・玉石混り土含む)	
工事名 令和7年度	美里町日南	[事区分・工種・種別・細別		排水構造物工	作業土工	床掘り	埋戻し(1)	埋戻し(2)	土砂等運搬	側溝工

### 工事数量総括表

		摘要								
		数量増減								
事業区分	工事区分	今回数量	13	-	12	7	-	-	-	-
当初		前回数量								
		単位	E	E	及	枚	壮	箇所	岩	岩
令和7年度北道維第3号	美里町日南田地内道路改修工事		U型カルパートA 車道用 700×800 L=2000	U型側溝規格U600	U型カルパートA用スラブ 700用 L=1 000	U型カルパートA用Gr蓋 T-25普通目 //> スリッフ・騒音防止機能付		800×800×1000 AS桝同等品以上 基礎砕石		
工事名   令和7年	美里町民	工事区分・工種・種別・細別	プレキャストレ型側溝(T1)	プレキャストレ型側溝(T2)	側溝蓋(T1)	側溝蓋(12)	集水桝・マンホールエ	プレキなト集水桝(T1)	構造物撤去工	構造物取壊し工

9

世

## 工事数量総括表

工事名 令和7年度北道維第3号	: 度北道維第 3 号		当初	事業区分	[分] 道路維持·修繕	修繕
美里町日	美里町日南田地内道路改修工事	-		工事区分		
・細り	規格	単位	前回数量	今回数量	数	摘要
コグリート取壊し運搬処理(1)	無筋Co殻	E E		0.2		
仮設工		壮		-		
土留·仮締切工		#1		-		
上のう積		m2		0.2		
水替工		₩		-		
ずンプ・排水		Ħ		-		
交通管理工		榀		-		
交通誘導警備員		H Y		14		

世十

<b>多编</b>		摘要								
		数量増減								
事業区分	工事区分	今回数量	~	-	0.4	-	-	-	-	1
当初		前回数量								
		単位	栺	栺	ш3	栺	栺	栺	栺	壯
令和7年度北道維第3号	美里町日南田地内道路改修工事	規格								
工事名   令和7年度	美里町日南	工事区分・工種・種別・細別	二	<b>一</b> 舞	間詰コンクリート	排水接続	直接工事費	共通仮設	共通仮設費(率計上)	纯工事費

0

世

牌		摘要							
分 道路維持·修繕	分 共通仮設費	数							
事業区分	工事区分	今回数量	-	-	-	-	-	-	
当初		前回数量							
		単位	梋	栺	牯	牯	牯	榀	
令和7年度北道維第3号	美里町日南田地内道路改修工事	規格							
工事名 令和7年度	美里町日南	耳区分・工種・種別・細	現場管理費	工事原価	一般管理費等	工事価格	消費稅相当額	<b>- 「事</b>	

	# #	桐安																
	□ ‡	效里		_	1	-	3	22	-	-	29	29	-	-	10	10	က	10
	₹	江		Ħ	岀	岀	ш	ш Т	EII	<u>ڇ</u>	m2	m2	뉚	Ħ	Ш3	m3	EII	m3
総括表	511 <sub>,</sub> v1	(規格)					As HR	As版	As榖	As榖	補足材なし	再生密粒度As(13)t=5cm				RC-40	流用土	0 年
二事数量	レベ ル4	(細別)					舗装版切断	舗装版破砕	設運搬	設処分	不陸整正	表層			床掘り	埋戻し(1)	埋戻し(2)	土砂等運搬
I	LA* 143	(種別)				舗装打換え工							Ħ	作業土工				
	V^` №	(工種)			舗装工								排水構造物工					
	レヘ゛ル1	(工事区分)	1	道路修繕														

	田坪	周女									AS韓回等品以上								
	量素	效重	-	13	,-		12	9	7	1	-	-	-	0.2	-	_	0.2	_	-
	<b></b>	元 士	出	E	E		枚	477	ž	Ħ	箇所	Ħ	Ħ	m3	Ħ	吊	m2	计	Ħ
総括表	Lv. 115	(規格)		B700-H800	009-11	B700用Co蓋車道用L=1000	騒音防止機能付	B700用Gr蓋普通目T-25L=500///11/13。. 医辛庇止機能社	/ / / / / / / 過 目 10.7 工一/改 月 に 1.7		800 × 800 × 1000			無筋Co			游用土		
事数量	\rangle \rang	(細別)		7. レキャストU型側溝(T1)	7。レキャストリ型 側溝 (T2)		側溝蓋(T1)				プレキャス集水桝(T1)			コンケリート取壊し運搬処理(1)			土のう積		ポンプ排水
Ι	LA* 143	(種別)	側溝工							集水桝・マンホールエ			構造物取壊しエ			土留·仮締切工		水替工	
	211, 21	(工種)										構造物撤去工			仮設工				
	<u> </u> ነላ` ル1	(工事区分)																	

	4	加文											
	素	效車	-	14	-	-	0.4	-					
	無	立 十	Ħ	日子	H H	Ħ	m3	Ħ					
総括表	11/ الم	(規格)		交通誘導警備員(B)			18-8-25BB t=10cm						
事数量	\\^`\\\	(細別)		交通誘導警備員			間詰コンクリート	排水接続					
H	L^, 113	(種別)	交通管理工			舞							
	L^ 11/2	(工種)			業日								
	١٨`٨١	(工事区分)											

			数量計算書				
レヘ゛ル2	LA * N3	レヘ゛ル4	J/1 ,V/1			17 法	計
(工種)	(種別)	(細別)	(規格及び数量)		-1	元章	<b>数</b> 重
無 注 工	舗装打換え工	舗装版切断	As版 横断 No5+4.0 L1=1.35、No.5+17.7 L2=2.05 L=L1+L2	II	3. 40	E	8. 4.
		舗装版破砕	舗装工面積計算書より A= 21.90	II	21. 90	m2	21.9
		殼運搬	$V = 21.90 \times 0.05$	II	1. 10	ш3	1.
		殼処分	V= 1.10	II	1. 10	ш3	1.
		不陸整正	補足材なし 舗装工面積計算書より A= 28.80	II	28.80	ш2	28.8
		表層	再生密粒度As(13) t=5cm 舗装工面積計算書より A= 28.80	II	28. 80	ш2	28.8
排水構造物工	作業土工	床掘り	計算書より V= 14.00	II	14. 00	ш З	14. 0
		埋戻し(1)	RC-40 計算書より V= 10.20	II	10. 20	SE	10. 2

		数	事			
V^. 11.2	L^, 1/3	\rangle \( \times \) \\ \L	الم` الم		¥	□ *
(工種)	(種別)	(細別)	(規格及び数量)		本	<b>数</b> 重
		埋戻し(2)	RC-40 計算書より V= 2.70 ==	= 2.70	Ш3	2.7
		土砂等運搬	床掘り、埋戻し(2)より V= 14.00 - 2.7 / 0.9 =	11.00	ш3	11.0
	工業個	プレキャストU型側溝(T1)	B700-H800 平面図より L= 12.70 ==	= 12.70	E	12. 7
		プレキャストレ型側溝(T2)	U-600 平面図より L= 1.00 =	1.00	E	1.0
		側溝蓋(11)	B700月Co蓋車道用L=1000	- 12.00	枚	12. 0
		側溝蓋(12)	B700月Gr蓋普通目T-25L=500 /ンスリップ・騒音防止機能付N=	能付 = 2.00	枚	2.0
	集水桝・マンホールエ	プ はれ集水桝(T1)	800×800×1000 平面図より N= 1.00 ==	1.00	簡所	1.0
構造物撤去工	構造物取壊し工	コンケリート取壊し運搬処理(1)	計算書より 無筋Co V= 0.20 ==	- 0.20	£ E	0.2

	-		数 量 計 算 書			-	
L^* 112	L^` JL3	٧٨ ً ١٧٨	14. أبرا			無件	計
(工種)	(種別)	(細別)	(規格及び数量)			고 <b>라</b>	效重
仮設工	土留・仮締切工						
		土のう積	$A = 0.60 \times 0.30$ B H	II	0. 18	m2	0.2
	<b>水替工</b>	ポンプ排氷	単位数量計算より N= 1.00	II	1 00	ti	0
	や革管理工				3	}	
	년 년 년	交通誘導警備員	交通誘導警備員B	II	1.00	뉚	1.0
業日	H #2						
	#	間詰コンクリート	計算書より V= 0.40	II	0.40	m3	0. 4
		排水接続		II	1.00	뉚	1.0

計 算 書

	分丘 改任	床排	床掘り	埋戻し(1)	(1)	埋戻し(2)	L (2)	Co構造物取壊し(1)	攻壊し(1)	間詰コンクリート	4 — (1 ¢
<b>河</b>	11日 南田	断面積 (m2)	体積(m3)	断面積 (m2)	体積 (m3)	断面積 (m2)	体積 (m3)	断面積 (m2)	体積 (m3)	断面積 (m2)	体積 (m3)
自: No. 5+4. 0		08 '0		0.64		0. 18				0.02	
至: No. 5+7. 0	3.0	0.94	2.6	0.76	2.1	0. 18	0.5			0.02	0.1
自: No. 5+7. 0		0.94		0.76		0. 18				0.02	
至: No. 5+17.7	10.7	1.2	11. 4	0.75	8. 1	0. 24	2. 2			0.04	0.3
: #											
至:											
· 目											
: 丟											
自: No. 5+15.7								0.10			
至:No. 5+17. 7	2.0							0.10	0.2		
: 丟											
至:											
: 🖨											
至:											
至:											
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·											
至:											
╬	15.7		14.0		10.2		2.7		0.2		0.4

舗 装 エ 面 積 計 算 書 表層・不陸整正

反破砕
铺装机

測点	距离(m)	h畐 (m)	面積 (m2)		測点	距離 (m)	h畐 (m)	面積 (m2)
No. 5+4. 0		1.35		N : □	No. 5+4. 0		2. 10	
No. 5+7. 0	3.0	1.30	4.0	N : 芸	No. 5+7. 0	3.0	2. 10	6.3
No. 5+7. 0		1.30		⊟	No. 5+7. 0		2. 10	
No. 5+17. 7	10.7	2.05	17. 9	N : 蛋	No. 5+17. 7	10.7	2. 10	22. 5
				 Ш				
				 ∰				
				 Ш				
				 ∰				
				 Ш				
				 ∰				
				 Ш				
				 ∰				
				 Ш				
				 ₩				
				 Ш				
				 ∰				
				 Ш				
				 ∰				
				 Ш				
				 ∰				
				 Ш				
				 ∰				
슘計	13.7		21. 9		슘計	13. 7		28.8

単 位 数 量 計 算 書

二:	黒り	数量	1.0	4.0					
		単位	珀滑	ш					
ポンプ排光		算式	N= 1.0						
<b>基</b>	規格	名称	ポンプ据付・撤去	ポンプ運転					
<u>「</u>	黒り	数量		1.0	1.0 (4.0m)				
		単位		笛所	₩				
排水接続		算式	VU Φ 100 N=1億所	N= 1.0	$= 0.5 \times 1.00 \qquad L = 0.50$ $= 0.50 \div 4.0 \qquad N = 1.0$				
製造	規格	名称	排水接続手間						

明示項目	明示事項	条 件 及 び 内 容
仕 橑 関 係	Z 共通の仕様	
		☑ 三重県公共工事共通仕様書(令和 6 年 7 月版)(一部改正:令和 7 年 4 月)を適用 ☑ 本市が制定する要網及び規則等に準拠するとともに監督員の指示により執行すること。
		「施工プロ 続き等が適
		予う際には、津市設計変更ガイドライ 勿設計マニュアル (案)
	□ 公園工事の仕様	津市工事請負契約約款、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書(令和6年7月)(一部改正:令和7年4月)に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都(令和6年5月)に準ずること。
		□  幸市工事請負契約約款、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書)及び三重県公共工事共通仕様  書(令和6年7月)(一部改正:令和7年4月)に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局 公園緑地工事施工管理基準  (令和6年5月)に準ずること。
	□   その他(	□ その他(
工程関係	□ 別途工事との工程調整が必要あり (回:シェ=タ)	材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 2の6000000000000000000000000000000000000
		) 宮一川 といい 国第一 トッカー
	☑ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	□  制限する工種名( ) 施工時期及び施工時間( ) 施工時期及び施工時間( 加工方法( ) ) 加工時期をご確立方法( ) ) 加工時期をご加工方法( ) ) 加工方法( ) ) しゅうしゅう
		( 全工権 ) について、施工日の即日開放を原則とする。
		、とうい、
		が完了後、( 年
	□  他機関との協議が未完了	な機関名(
		( □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他 (
		□ が施工に支障となり、ゴミ置場等の移設が必要な場合は、施工前に関係機関、所有者、関係自治会等と調整を図ること。また、移設場所及び移設時期を所有者、関係自治会等へ事前に回覧等を配布するなど周知の徹底を図ること。なお、調整結果を監督員に報告すること。
	<b>Z</b>   地下埋設物等の損害	及び架空線等上空施設の調査結果を監督員に報告すること。また、地下埋設物件等に損害を与えた場 監督員に連絡し、応急措置を取り補修するとともに、周辺住民に対して適切な処置を講じること。
		囚 道路の使用許可申請及び消防長への道路工事の届出等を行うこと。また、諸手続きにおいて、許可、承諾を得たときは、その書面の写  しを監督員に提出すること。
		□ I工事箇所を通学区域とする学校に確認し、通学路であった場合は、対象の学校と協議し、工程の調整を図り、通学者の安全を確保する こと。また、学校との協議結果を監督員に報告すること。
	□ 部分使用	口割分使用箇所 (       )         口割分使用時期 (       )
		口 部分使用目的(
	□ 部分引渡し	ロ  部分引渡し指定部分(
		口 部分引渡し時期 (
	□ かの奇 ( )	□六の街(

明示項目	明示事項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	☑ 交通安全施設等の指定あり	<ul> <li>☑ 交通安全施設等の配置 ( □ 別添図等 □ その他 ( ) ☑ 別途協議 )</li> <li>☑ 交通誘導警備員の配置 ( □ 別添図等 □ その他 ( ) ☑ 別途協議 )</li> <li>☑ 対定路線 ( □ 別添図等 □ その他 ( ) ☑ 別途協議 )</li> <li>☑ 交通誘導警備員の配置人員数</li> <li>☑ 交通誘導警備員の配置人員数</li> <li>☑ 延通誘導警備員の人数による算出</li> <li>④ 交通誘導警備員の人数による算出</li> <li>② 受注者は、大数: 交通誘導警備員 A: 0 A B: 14 A</li> <li>② 受注者は、工事着手前に配置計画等 (配置人員、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置 ( ) と注を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置 人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見できたり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる 場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。</li> </ul>
		7後、 ※ ( ) 次 ※ 関係 ( ) は ( )
	<b>区</b> 定期安全研修・訓練等	
		□ 安全教育及び安全訓練等は、以下に示す項目の具体的な計画を作成し施工計画書へ記載すること。 (1) 工事期間中の月別安全研修・訓練等実施全体計画 (2)全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。 1) 月当たり半日以上の時間を割り当てた安全研修・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 2) 資機材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法 4) ff 攻び新規入場者教育の方法 5) 場内整理整頓の実施
	2 安全巡視等	☑ 安全巡視者を定め、安全巡視者はその所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めること。また、安全巡視、KV活動、TBM等の実施状況を記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。

通編
#

$\overline{}$
電表
層
11/2
明
条件明示
H
(活
#1
仕様
딞
李

出	世 州 非 田	8 P 32 D 58
小人	·	¥ † X ¢ с 2 ф
安全対策関係	☑ 災害防止協議会(安全衛生協議会)の設置	□ 下請け契約を締結する場合には、下請負人の工事施工・安全管理の責任者等を含め、災害防止協議会を設置し、作業間の連絡調整を図り、災害防止に努めること。また、協議会の開催は毎月1回以上とする。なお、実施状況を記録した資料(実施状況写真があることが望ましい)を保管し、監督員及び検査員に提示すること。
	2 新規入場者教育	<ul><li>区 新規入場者教育等(交通誘導警備員を含む)は、本工事の現場特性を反映した内容で実施すること。また、実施状況がわかる記録した 資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。</li></ul>
建設発生土· 産業廃棄物関係	□ 建設発生土受入地の指定あり	□ 受入地の条件 ( □ 別途図面   □ 運搬距離(L = km)
	2   建設発生土受入地未定	☑ 受入地未定につき別途協議する。( ☑ 暫定運搬距離L= 4 km、 ☑ その他( 三重県建設副産物処理基準第7条第3項に基づき、民有地(再資源化施設等を含む)へ適正に処理する場合は、土量、土質、処理費、受入地までの運搬距離及び受入料金を踏まえ、協議により決定するものとする。 ))
	☑ 産業廃棄物の処理条件あり	<ul><li>□ その他( ) )</li><li>□ 別添図書 ) □ 別添図書 ) □ 別添目 ()</li></ul>
		アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水(泥水)を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員に提示しなければならない。
		処理については、契約後、監督員と協議すること。
	2 再生資源利用計画	受注者は、コンクリー等に基づき、再生資源等に基づき、再生資源また、受注者は、法令
	2 再生資源利用促進計画	☑ 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
	2 産業廃棄物税	□ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。
	2	☑ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者等、産業廃棄物処分業者等との契約書(写し)及び収集運搬業・処分業の許可証(写し)を監督員に提出すること。
		☑ 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されたことを確かめるとともに監督員に提示すること。また、完成検査時に検査員に提示すること。
	口 かの名 (	口 木の街(
工事用道路関係	□ 一般道路(搬入路)の使用制限あり	経路及び使用期間の制限内容 ( □ 別添図等 □ その他 ( ) □
	□   仮設道路の設置条件あり	□ 使用中及び使用後の措置 ( □ 別添凶等   □ その他(    )   □ 別途協議 ) □ 用地及び構造 ( □ 別派図等   □ その他(    )   □ 別途協議 )
		□ 安全施設 (□ 別添図等 □ その他 () □ 別途協議 )
	一	

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措<mark>顕</mark>を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (洪

津 市 令和7年4月

田田	H	用	Ю	会 在 D 7% B %
1 条 位	<b>Z</b>   海二	<b>;</b>	<	「面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対 でれるもの、並びに取合いのはつり・補修
				と。 区 工事期間中(養生期間中を含む)の工事箇所に隣接する乗入れについて、所有者(使用者)と施工前に協議し、施工時間の調整を行い、必要に応じ鉄板等を用いるなど乗入れを確保すること。また、受注者は、完成後の乗入れの形態を所有者に事前に説明し、了承を得ること。
				☑ 排水構造物の施工中は、常に通水可能な状態を確保すること。また、降雨時等は状況把握に努め、必要に応じて臨機の措置を講じること。
				☑ 受注者は、工事箇所に官民若しくは民民の境界を示すもの(杭、鋲、プレート等)が発見された場合は、オフセット等境界を示すものの位置が明確となる資料及び状況写真を添付し、施工前に監督員に報告すること。 また、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手すること。
	☑ 環境対策			<ul> <li>□ メンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書(三重県HP「三重県の公共事業情報」参照)に準拠すること。</li> <li>□ 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び入家に対し十分配慮すること。</li> <li>□ 方式一歩車式生じを集合け、母注者の書において確立にあたるものとする。</li> </ul>
				排水施設 放流する
	□ 支援技術者			□(1) 本工事の現場における現場技術業務を(公財)三重県建設技術センターに委託するため、支援技術者が監督員に代わって施工体制 点検、現場立会、観察文は検測を行う場合は、業務に協力すること。また、書類(施工体制台帳、施工計画書、報告書、データ、図 面等)の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じること。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員 ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しない。 (2) 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合は、監督員から直接、指示又は通知があったものとみな
				す。 (3) 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 (4) 本工事を担当する支援技術者については、監督員からその氏名を通知する。
	☑ 電子メールを活用した情報共有	ルた情報共有		<ul><li>☑ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については、津市電子メールを活用した情報共有に関する実施要領に基づき、監督員の指示によるものとする。</li></ul>
	☑ デジタル工事写真の電子小黒板の使用	)電子小黒板の使,	用	☑ デジタル工事写真の電子小黒板を使用する場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真の小黒板情報電子化に係る特記仕様書(三重県IP「三重県の公共事業情報」参照)に準拠すること。
	□ICT活用工事			□ 「I C T 活用工事(土工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「I C T Y H T T T T T T T T T T T T T T T T T
				・1 C I IG加工寺(上上 1,000mの不胸)や記LRY音【加工名布室型】」でAPO牛1分を適用(二重がUF 「二重がOSA大寺米開教」 「I C T 活用工事(小規模土工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県IP 「三重県の公共事業情報」をえ
				ロ   「I C T 活用工事(舗装工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)   ロ   「I C T 注用工事(注ה工)始む仕緒書【施工者条望砌】」会和6年7日を適用(三番県HP「三番県の小出事業情報」を参照)
				・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
				□   I C T 活用工事(河川浚渫)特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用(三重県HP  三重県の公共事業情報」を参照)  □   I C T 活用工事(舗装工(修繕工))特記仕様書【施工者希望型】  令和6年7月を適用
				具の公共事業情報」を参照)
				□   「I C T 活用工事(雑壁工)特記仕様書 [ 施工者希望型 ] 」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) □ 「I C P 近田 T 車 ( 甘 珠 T ) 株 地 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
				- 1 CI伯角工事(毎晩工)付記工隊員【旭工名布選宝】」で40年7月を週加(二単宗47、二単宗22公共事業捐報) - 「ICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県42「三重県の公
				「I C T 活用工事(構造物工
	□ 週休2日モデル工事	Janto .		□ 「月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)特記仕様書」を適用 (進市IP 「調達型約課からのお知らせ(工事・コンセル)、週休2日モデル工事の試行についた」を参照)
	-			されていているないのでは、一番は、一番のでは、

七	4月
鉪	令和7年

第二元 第二元			[表]
	示 項	明示事	件及び内
○ 公園内工事	H ₩	☑ 熱中症対策	「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書(三重県)に 方法」「具体的な熱中症対策の方法」について施工計画書に記載するとと を添付して報告すること。
□ 災害復旧     □ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり     □ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり     □ 関場発生品あり     □ 理事用機材の保管及び仮置きの必要あり     □ 環境が上事間が用あり     □ を上材等工事間が用あり     □ たの他(		□公園内工事	公園利用者の安全確保につとめ、工事箇所に工事関係者以外が立ち入ることのないよう、注意
工事用機材の保管及び仮置きの必要あり		□ 災害復旧	<u>工事用道路として使用する敷地は、施工期間中及び施工終了時に原形に復旧すること。また、</u> 望された場合は、速やかに監督員に報告すること。
□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり			本工事は、建設工事請負契約書の条項第30条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関 ある。
□ 現場発生品あり     □ 品名(       □ 支給品あり     □ 虚社材等工事間流用あり     □ 虚機方法(       □ 2 現場バトロール     □ 公共工事の品別 (今和 ( ) ) □ 次の他(       □ その他(     □ たかし ( ) □ たの他(       □ 大力化価格調査制度の調査対象工事となっ □ を設め場 ( ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となっ □ たの他( ) □ たの他( ) □ を取り (			保管場所 ( 期間 ( )
□ 支給品あり		i	品名 ( ) 被量 ( ) 保管場所 ( )
事 支 障     二 虚土材等工事間流用あり     二 直接場所( abg)       中 関 係     二 工事支障物件あり     2 交換正事の品別       中 関 係     二 大の他( abg)     二 大の他( abg)       「 ただし 低入札価格調査制度の調査対象工事となっ     二 大の他( abg)       「 ただし 低入札価格調査制度の調査対象工事となっ     二 大の中( abg)       「 た に (			田名 ( ) 数量 ( ) 数量 ( ) 時期 (令和 年 月 日) その他 (
「日場パトロール」     「その他(       事 文 障 口 工事支障物件あり     「本の他(       「 その他(     「おのなり」       「 その他(     「 大 位 人 他 他 体 動 動産が多工事となっ」       「 上場合は、全ての工種を重点監督とする。)     「 本 の 由 の を で の 工 種 で 直 点 監督 の 場 に か ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま		:	運搬方法( □ 受注者で運搬 □ 受注者以外で運搬 □ 別途協議 □ その他( ) 引渡場所( □ 別添図等 □ 別途協議 □ その他( )) 数量( ) 運搬距離(L = km)
事 文 障       口 その他(         中 関 係       口 工事支障物件あり       口 お摩島時期         中 関 係       ( たざし、低入札価格調査制度の調査対象工事となっ 口 全ての工権に対しない。       日本の地(         ロ 重点監督       ( たざし、低入札価格調査制度の調査対象工事となっ 口 全ての工権に対しない。       日本での工権に対しない。		現場ペトロ	公共工事の品質確保の促進を図る目的として、津市政策財務部検査課において る。
# 支 障 □ 工事支障物件あり □ 大の他 □ 大の他 □ 大の他 □ 大の他 □ 大の他 □ 大が上、低入札価格調査制度の調査対象工事となっ □ 全での工種に対 た場合は、全ての工種を重点監督とする。) □ 対象工種 (			口 から奇 (
□ その他       □ その他         □ ただし、低入れ価格調査制度の調査対象工事となっ       □ 全での工種に対 (た対しない)         □ 重点監督       □ 女での工種を重点監督とする。)       □ 対象工種( いまれり)         □ 重点監督       ※これ以外( いまれちり)         □ 仮設備の設置条件あり       □ 使用期間及び( いまれ いまれた)         □ 水替工(締切排水工)       □ たの他( いますない)         ☑ 水替工(編算       ※ ないまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	事 翻 選		支障物件名 ( □鉄道 □電気 □電話 □水道 □ガス □有線 □移設時期 ( □令和 年 月頃 □別途協議)  均護 ( □物護 (
Z 一般監督       重点監督の場合である         (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となっ)       □ 対象工種(         □ 重点監督       ※これ以外(         □ 仮設備の設置条件あり       □ 使用期間及び(         □ 木替工(締切排水工)       □ たの他(         Z 水替工(締切排水工)       □ 施工条件の指定         (② 受注者は、とっま者は、とっま者は、とっま者は、とっま者は、とっま者は、とっま者は、とっま者は、とっま者は、とった書籍により、       ○ ※ 本替工(編集)         (※ 水替工(編集)       (※ 水替工(編集)			ロ 木の奇 ( )
(ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となっ       日金での工種に対し、 は、 またいの工程を重点監督とする。)       日本の工程に (本の大人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人	監督の区分		重点監督の場合 【注:全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェック
□ 重点監督 ※ 本土 が が が が が が が が が が が が が が が が が が			全ての工種に適用す 対象工籍(
□ 仮設備の設置条件あり     □ 使用期間及び       □ 転用あり(     □ 素用あり(       □ 本替工(締切排水工)     □ 施工条件の指       □ 施工条件の指     □ 施工条件の指       ○ 受证者は、総分作業日確にした計     ○ 受证者は、公司を定した計       ○ 会社者は、公司を定した計     ○ 本替工(総元の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名		重点階督	らやエーベンがは、一般監督とするこれ以外は、一般監督とす
転用あり (	仮設備関係		使用期間及び借地条件 ( □ 別添図等 □ その他( ) □
乗用あり (			転用あり(
1 (			
<ul> <li>木替工(締切排水工)</li> <li>【 施工条件の指数</li> <li>① 水替工(締 概算 延 概算 延 で 要注 また)</li> <li>② 受注者は、と、工事着 ある作業日 確にした計 確にした計 で またした計 (</li></ul>			
(6) 大型 (4) を (7) を (8) を (8) を (9) を (9) 大型 (4) を (2) 大型 (4) を (4) を (5) を (6) を (7) を (7) を (7) を (8) を (9) を		Z 水替工(締切排水工)	、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
③ 水替工(締切排水工)完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出するこその他(			が自立、Windowsによりのがある。Windowsによって、のたの、Windowsによって、 概算延べ水替日数: 4.0 日 受注者は、工事者手前に計画工程表等(対象工種、期間等)を作成し、それを基に、監と。工事者手後、計画を変する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直 める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作 確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協
			<ul><li>③ 水替工(締切排水工)完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出するこその他(</li></ul>

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な**措置**を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (洪)

共通編

明示項目	明示事項	条件及び内容
仮設備関係	の構造及び施工方法の指定	□ 構造及び設計条件 ( □ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 施工方法 ( )
	その他(	□ その他(
再生材使用関係	再生材使用の指定あり	☑ 再生材の種類( ☑ 再生Asコン □ 再生路盤材  ☑ 再生クラッシャーラン □ 道路用盛土材  □ 再生コン砂 ) ☑ 再生材が使用出来ない場合の措置( □ 新材に変更 □ その他( ) ☑ 別途協議 )
	□ 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験)	たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記
	☑ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について	例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手でき
		(認定製品の品名:□ 盛士材 □ 埋戻し材 □ サンドクッション材 □ 上層路盤材 【2 コンクリート□次製品□ グレーチング □ その他( ))
		<ul><li>☑ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名: 間依材製工事用バリケード・看板・標示板 )</li></ul>
	□ その他(	
コリンズ 作成・登録	□ コリンズ (CORINS) の作成・登録	□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ(CORINS)の作成・登録を行うこと。
建設発生土情報交 換システム	☑ 建設副産物情報交換システム ☑ 建設発生土情報交換システム	<ul><li>☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。</li><li>☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。</li></ul>
提出書類	2 工事完成報告書	報告書の提出部数は2部とする。 たものとする。
	2 完成写真	1、着手前・ ・下段に整理
	☑ 施工計画書(作業主任者)	<ul><li>☑ 作業主任者を選任すべき作業については、作業名及び作業主任者の氏名等を施工計画書へ記述するとともに資格者証の写しを施工計画 書へ添付して提出すること。また、就業制限の対象業務及び特別教育の必要な対象業務も同様とする。</li></ul>
	2 施工体制台帳	☑ 工事を施工するために下請契約(一次下請負人となる警備業者との契約含む)を締結した場合、工事着手までに、原則として電子データで施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、添付書類も含めその写しを監督員に提出すること。また、施工体制に変更が生じた場合も同様とする。
	2 部分下請通知書	下請負に付する場合には、部分下請通知書を当該 耳下請負業者を含む)との契約書等の写し、主任技術 お、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技 ものとする。また、添付書類については、施工体
	2 工事使用材料	区工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、三重県公共工事共通仕様書(令和6年7月) (一部改正:令和7年4月) に示す規格に適合したものとする。また、使用する材料の品質証明の資料確認(提示及び提出)は、施工計画書作成時に監督員と協議すること。
	□ その他(	一 その色 (
田 媄 七 罍	□ 工事完成図書(工事写真含む) 27 電子納品対象外	□ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 また、受注者が希望しない場合は監督員の承諾を得て、電子納品としないことができる。 電子媒体の提出部数は、( □ 2部 □ ( ) 部)とする。 □ 三重県CALS電子納品運用マニュアル(令和 6年 7月改訂)を適用

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措<mark>務</mark>を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (洪

一覧表)
(施工条件明示
特記仕様書

共通編

明 示 事 項       明 示 事 項         財 示 項 目       明 示 事 項         薬液注入関係       □ 整計条件(         □ 提出書類あり       □ は人会保険等未加入対策         □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認       □ 正法関係(         □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認       □ に注入関係(         □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認       □ に注り他(         □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認       □ に注り機(         対策       (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)       □ をの他(         対策       「原在福利費を明記した標準見積書の活用       □ との他(         区 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製       □ 管計契約又は 高いで市内本店事業者からの調達及び地元製       □ を記機械、機器等の借入れ         区 建設機械、機器等の借入れ       □ 建設機械、機器等の兼務       □ 建設機械、機         区 使用人等において市民の活用       □ 建設機械、機         区 使用人等において市民の活用       □ 建設機械・         財 ( )	
<ul> <li>□ 薬液注入工法等の指定あり</li> <li>□ 提出書類あり</li> <li>□ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認</li> <li>□ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認</li> <li>□ 社会保険等未加入対策</li> <li>□ 管理機械、機器等の借入れ</li> <li>□ 監理技術者等の港入れ</li> <li>□ 監理技術者等の港別</li> <li>□ 監理技術者等の兼務</li> </ul>	条件及 07 内容
日出書類あり   日出書類あり   日 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認   日 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認   日 注入量の値 (	( 工独区分( )
□ 提出書類あり       □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認         □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認       □         □ 社会保険等未加入対策       □         □ 社会保険等未加入対策       □         □ 社会保険等未加入対策       □         □ 社会保険等未加入対策       □         □ 住事保険、厚生年金保険及び雇用保険)       □         □ 持契約又は再委託において市内本店事業者の活用       □         □ 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用       □         □ 保証機械、機器等の借入れ       □         ☑ 使用人等において市民の活用       □         □ 監理技術者等の兼務       □	( ) 注入量 (
□ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認         □ その他(       )         □ 社会保険等未加入対策       区         □ 社会保険等未加入対策       区         □ 社会保険等未加入対策       区         □ 法定福利費を明記した標準見積書の活用       区         ☑ 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用       区         ☑ 建設機械、機器等の借入れ       区         ☑ 使用人等において市民の活用       区         □ 監理技術者等の兼務       □	( 材料関係 (
□ その他(       )       □         □ 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)       ☑         ☑ 法定福利費を明記した標準見積書の活用       ☑         ☑ 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用       ☑         ☑ 建設機械、機器等の借入れ       ☑         ☑ 使用人等において市民の活用       ☑         ☑ 使用人等において市民の活用       ☑         □ 監理技術者等の兼務       □	
Image: 10mm       Image: 10mm <td>らの街( )</td>	らの街( )
Image: 1.5 (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認 すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
事項       C       下請契約又は再委託において市内本店事業者からの調達及び地元製       C         C       資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製       C         C       建設機械、機器等の借入れ       C         C       使用人等において市民の活用       C         等の兼       C       監理技術者等の兼務	法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正 に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請人に働きかけ ること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用に努めること。 (津市HP「仕事・産業ー入札・契約ー工事・建設コンサルタント関係ー調達契約課からのお知らせ(工事・コンサル)」を参照)
<ul> <li>☑ 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用</li> <li>☑ 建設機械、機器等の借入れ</li> <li>☑ 使用人等において市民の活用</li> <li>等の兼 □ 監理技術者等の兼務</li> </ul>	下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等に おいて市内本店事業者を活用することに配慮すること。
G   建設機械、機器等の借入れ   G   使用人等において市民の活用  等の兼   □   監理技術者等の兼務	☑ 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することに配慮すること。
☑   使用人等において市民の活用 等の兼 □   監理技術者等の兼務	<b>建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮すること。</b>
等の兼 🗀 監理技術者等の兼務	<b>译の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用するよう配慮すること。</b>
	□ 建設業法第26条第3項第1号(専任特例1号)、建設業法第26条第3項第2号(専任特例2号)及び建設業法第26条の5(専任特別営業所技術者)の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を行う場合は、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たすこ
時間外労働の上限 口 時間外労働の上限規制の適用 口 本工事 規制の適用	木工事は、労働基準法第139 条第1項「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事である。
Man	<ul> <li>「 発給する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るため必要な事項を定める。</li> <li>1 要注者の責務</li> <li>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</li> <li>(2) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するともに、下諸契約等を締結しようとするときは、下諸契約等の相手方と対等な対性関係を指揮していた適正な契約を行わなければならない。</li> <li>(3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を推築するとき、又は資材等を指摘しようとするときは、下諸契約等の相手方と対等な対域にありる者に基づいた適正な契約を行わなければならない。</li> <li>(4) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</li> <li>(5) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査をの他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。</li> <li>(6) 受注者等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。</li> <li>(7) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の関告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは高速し、若しくは関に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</li> <li>(1) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</li> <li>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</li> <li>(3) 条例第8条第1項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</li> <li>(4) 10か気のはあるによるののほか、条例の規定に違反したとき。</li> <li>(5) 条例第8条第2項の規定による命令に従わないとき。</li> <li>(6) 10か気のはるもののほか、条例の規定に違反したとき。</li> <li>(7) 10か気のはるものではか、条例の規定に違反したとき。</li> <li>(8) 条例第20のほか、条例の規定に違反したとき。</li> <li>(9) 条例第20のほか、条例の規定に違反したとき。</li> <li>(10) 4年でか型がにあっては、別述等約ま項に違反したとき。</li> <li>(10) 4年でか型がにあっては、別述等約ま項には定したとき。</li> </ul>

津 令和7年4月

明示項目	崩	曹 博	条 件 及 以
		る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します 答に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」 告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金 いて適切に対応すること。
	$\square$	入の排除等に関する特記	<ul> <li>2 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人等(以下「暴力団等」という。)の不当加入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。</li> <li>1 受注者の義務</li> <li>(1) 契約の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</li> <li>(2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</li> <li>(3) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</li> <li>(4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてはならない。</li> <li>(5) 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に要な協力を行ったときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発達者が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となったときは、発注者に契約金の延長を求めることができる。</li> <li>(6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となったときは、発注者に契約金の延長を求めることができる。</li> <li>(7) 入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。</li> <li>(8) 契約等の解除</li> <li>(9) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講するものとする。</li> <li>(1) 人札参加資格等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</li> </ul>
建設業退職金 制度に係る事務手 続き 続き	Di .	建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて	<ul> <li>□ 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。</li> <li>□ 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。</li> <li>□ 建設業退職金共済制度への加入</li> <li>□ 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。</li> <li>□ 契約締結時の提出書類</li> <li>□ 契約締結時の提出書類</li> <li>□ 契約締結時の提出書類</li> <li>□ 契約締結時の提出書類</li> <li>□ 契約締結時の提出書類</li> <li>□ 契約締結時の提出書類</li> <li>□ 互享の立まる場合は、契約締結後原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「指金収納書徒出用台標」に添付して、調達契約開の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により、記職金ポイントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトで発行される掛金収納書(電子申請方式)について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある等の理由により、記紙を購入方式)について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。</li> <li>□ 大ない場合は「建設業退職金共済証紙購入適用除外届」について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。</li> <li>□ 共済証紙購入額</li> <li>財金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1~4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいが、これにより難い場合は「考え方」1とし、契約金額(税込)の100分の1.7以上を目途とすること。</li> <li>□ 共済証紙等の管理</li> <li>□ 共済証紙については、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。</li> <li>□ 対衡をの就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。</li> </ul>

### (施工条件明示一覧表) 特記仕様書

(H)

### 工期算定書

工期の算定には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間 : 40 日
 後片付け期間 : 20 日
 雨休率\* : 0.86
 その他作業不能日 : 0 日

※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 (雨休率=(休日数+天候等による作業不能日)/実働可能日数)

休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

天候等による作業不能日は、以下を見込んでいる。

- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日
- ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数